

# 公立大学法人滋賀県立大学建築工事設計業務実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学が行う建築工事設計における必要事項を定めることにより、適正かつ、能率的に設計業務を遂行することを目的とする。

## (設計)

第2条 設計は、建築基準法、建築士法、消防法、電気事業法、その他関係法令に基づいて行うこと。

第3条 設計は、次の項目に十分留意し、公共建築としての安全性、経済性、文化性、利便性、地域環境との調和および機能を十分満足するものであること。

- 一 現地調査を十分に行い、周辺環境に配慮した施設とすること。
- 二 当該地における建築履歴等の調査を行い、設計に反映すること。
- 三 省エネルギー、省資源、環境負荷の低減に配慮するとともに、再生材の積極的な活用等によるリサイクルの推進に努めること。
- 四 障害者や高齢者等誰もが安全で快適に利用しやすい施設とすること。
- 五 設計手法の見直しや積算の合理化等により、コスト縮減に積極的に取り組むこと。
- 六 耐震性能の確保を図ること。
- 七 増築、増設の場合、現在の状態を十分に把握し、工事後の機能を低下させないこと。
- 八 点検、保守および機器更新等建築後の維持保全を考慮した施設とすること。

第4条 設計は、指示された予算額内で行うこと。

第5条 設計は、指示された期間内で完了すること。

第6条 建築設計、構造設計、設備設計間の調整を十分にはかること。

## (設計図書)

第7条 設計図書は次のものをいう。

### A 建築設計

#### 〈1〉設計図

1. 表紙
2. 図面リスト
3. 特記仕様書（別に定める）
4. 工事区分表
5. 付近見取図
6. 配置図（1/500、但し小規模の場合は、1/200）
7. 面積表
8. 仕上表（内外部共）
9. 平面図（1/100～1/200）
10. 立面図（ 〃 ）
11. 断面図（ 〃 ）
12. 矩計図（1/20～）
13. 平面詳細図（1/50）
14. 各部詳細図（1/20～）
15. 展開図（1/50～1/100）
16. 各伏図（1/100～1/200）
17. 建具キープラン（1/200）
18. 建具表（1/50～1/100）

19. 部分詳細図 (1/5 ~ 1/10)
20. 外構平面図 (1/200 ~ 1/500)
21. 外構詳細図 (1/20 ~ 1/50)
22. 構造特記仕様書
23. 杭、基礎、梁、床板状図、柱状図 (1/100 ~ 1/200)
24. 基礎詳細図 (1/20 ~ 1/30)
25. 配筋リスト (1/20 ~ 1/40)
26. 配筋詳細図
27. ラーメン配筋図
28. その他特に必要と認められるもの

〈2〉透視図

〈3〉計算書（構造計算書等）

〈4〉工事費内訳書および次に掲げるもの

1. 拾い出し表（別記様式第3号～第5号）
2. 見積書
3. 見積比較表（別記様式第8号）

〈5〉打合せ記録（別記様式第1号、第2号）

〈6〉法令に基づき必要な申請書等（建築確認申請書等）

B 電気設備設計

〈1〉設計図

1～6は建築設計に準じる。

7. 受変電設備図（結線図、機器配置図、姿図 1/20）

8. 電灯、動力幹線設備図、系統図

9. 電灯、コンセント配線図 (1/50 ~ 1/200)

10. 照明器具姿図（別に定める。）

11. 動力設備配線図 (1/50 ~ 1/200)

12. 分電盤、制御盤、警報盤端子盤および回路図

13. 弱電系統図

14. 拡声、テレビ共視聴設備図 (1/50 ~ 1/200)

15. 電話配管、通信信号設備図 (1/50 ~ 1/200)

16. 自動火災報知設備図、防火戸自動閉鎖設備図 (1/50 ~ 1/200)

17. 避雷針設備図 (1/50 ~ 1/200)

18. 自家発電設備図

19. 蓄電池設備図

20. 機器リスト、器具リスト、分電盤リスト

21. その他特に必要と認めるもの

〈2〉計算書（照度計算書、負荷計算書、幹線計算書、電圧降下計算書、テレビ共聴減衰計算書）

〈3〉積算書および次に掲げるもの

1. 拾い出し表（別記様式第6号、第7号）
2. 見積書
3. 見積比較表（別記様式第8号）

〈4〉打合せ記録（別記様式第1号、第2号）

〈5〉電気設備設計チェックリスト

〈6〉維持管理計算書

〈7〉法令に基づき必要な申請等

## C 機械設備設計

〈1〉 設計図

1～6は建築設計に準じる。

7. 系統図（給排水、ガス、消火、給湯配管）

8. 各階配管平面図（1/50～1/200）

9. 便所、ポンプ室等、平面断面詳細図（1/20～1/50）

10. 機器、器具取付詳細図

11. し尿浄化槽図（1/50～1/200）

12. 系統図（冷暖房、換気、排煙設備）

13. 機器図、機器リスト、器具リスト

14. 各階配管平面図（1/50～1/200）

15. 機械室配管平面図、断面詳細図（1/20～1/100）

16. 各階ダクト平面図

17. 機械室ダクト平面図、断面詳細図（1/20～1/100）

18. 自動制御関係図（1/50～1/200）

19. 柵標準図（別に定める）

20. 保温標準図（別に定める）

21. その他、特に必要と認めるもの

〈2〉計算書（給排水ガス計算書、冷暖房負荷計算書、換気計算書、ダクト計算書、騒音計算書）

〈3〉～〈7〉は、電気設備設計に準ずる。

第8条 設計図の作成は、原則としてCADによる。

第9条 設計用紙は設計規模を考慮し、A1またはA2版とする。

第10条 図面は、各工事毎に順序よく整理統合し、一連番号を付けること。

第11条 一括発注の場合の設計図の順序は、建築設計図、電気設備設計図、機械設備設計図とする。

第12条 分離発注の場合の電気設備設計図、機械設備設計図に参考図として、建築設計図の平面図、立面図、断面図、矩計図等を添付する。

（積算）

第13条 積算は、「滋賀県建築工事積算基準」による。

第14条 積算に用いる価格の採用優先順位は次による。

一 建築工事基準単価表

二 建設物価・建築コスト情報（財団法人建設物価調査会発行）

三 積算資料・建築施工単価（財団法人経済調査会発行）

四 専門工事業者の見積価格等

第15条 見積価格を積算に用いる価格に採用する場合は、原則として公立大学法人滋賀県立大学理事長あての見積書を3社以上とするものとする。また、それぞれの見積書には、工事名称、仕様等を明確にすること。

第16条 工事費内訳書の作成は「営繕積算システムRIBC（財団法人建築コスト管理システム研究所著作所有）」による。

第17条 内訳明細書項目記載の順序は、特記仕様書、共通仕様書の記載順序による。

第18条 端数金額の処理については、「別紙-1」による。

（打合せ・手続き・申請等）

第19条 施設管理者、関係省庁等との打合せ、協議を十分に行い、その記録をとること。（別

記様式第 1 号)

第 20 条 設計完了後直ちに関係法令等に基づく申請手続きを行い、完了すること。

(設計業務委託)

第 21 条 設計業務を委託する場合は、前条までの他、第 22 条から第 29 条までを適用する。

第 22 条 発注者は、監督職員を定め、職氏名を受注者に通知しなければならない。(別記様式第 9 号)

2 監督職員を変更したときも同様とする。(別記様式第 10 号)

第 23 条 受注者は、着手に先立ち次の書類を発注者に提出すること。

- 一 委託業務着手届 (別記様式第 11 号)
- 二 管理技術者通知書 (別記様式第 12 号)
- 三 管理技術者経歴書 (別記様式第 14 号)
- 四 担当者報告書および担当者経歴書 (別記様式第 15 号、第 16 号)
- 五 委任 (下請負) 承諾申請書・通知書 (別記様式第 17 号、第 18 号)
- 六 設計工程表 (別記様式第 19 号)

第 24 条 受注者は、実施設計に先立ち次の図書を作成し発注者の承認を得ること。

- 一 設計概要書 (別記様式第 20 号～ 22 号)
- 二 工事費の概算調書 (別記様式第 23 号)
- 三 配置図
- 四 平面図
- 五 立面図

第 25 条 受注者は、完了時に次の書類を発注者に提出すること。

- 一 委託業務仕様書に明記された設計図書
- 二 業務完了報告書 (別記様式第 24 号)
- 三 業務成果引渡書 (別記様式第 26 号)
- 四 請求書 (別記様式第 27 号)
- 五 完成品明細書
- 六 その他委託業務仕様書に明記された提出書類等

第 26 条 第 19 条に基づく打合せ記録は、適宜発注者に提出すること。

第 27 条 第 20 条に基づく申請手続きを行った後、関係省庁等より訂正指示等のあった場合、すみやかに発注者に報告すること。

第 28 条 設計完了後、受注者は、設計内容審査結果報告書 (別記様式第 28 号) を発注者に提出すること。

(様式)

第 29 条 その他委託契約書にある様式は次のとおりとする。

- 一 管理技術者変更通知書 (別記様式第 13 号)
- 二 業務部分完了報告書 (別記様式第 25 号)
- 三 前払金請求書 (別記様式第 29 号)
- 四 貸与資料等受領書 (別記様式第 30 号)
- 五 履行期間延長請求書 (別記様式第 31 号)
- 六 部分使用同意書 (別記様式第 32 号)

付 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から適用する。